

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

第1節 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち

1 平和・人権

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 市民と行政が協働して、平和に関するイベントを開催するなど、平和意識の高揚に努めます。
- ・ 日常生活の中で人権問題に関心を寄せ、差別や偏見をなくしていきます。行政はそのための啓発活動を行います。

2 男女共同参画社会

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 日常生活のさまざまな場面で、男女がお互いをよく理解し、協力していきます。行政は男女平等意識の浸透を図ります。
- ・ 男女の性差を超えて活躍できる機会均等の促進を図ります。

3 多文化共生社会

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ さまざまな国の人々がともに暮らしやすいまちづくりに努めます。
- ・ 外国人居住者や来訪者に対し、快適な環境や情報の提供に努めます。
- ・ 国際交流・協力を通して、外国人との相互理解を深め、世界平和に貢献します。
- ・ 市民と行政が協働して国際交流フェスティバルを開催し、外国人との交流を進めます。

第2節 歴史を継承し、文化を創造するまち

1 歴史環境

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 歴史的遺産や周辺環境の保全に取り組み、鎌倉の魅力を発信します。
- ・ 伝統芸能・工芸の継承を積極的に行い、行政は場の提供など活動を支援します。

2 文化

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 文化資源を大切にし、みんなで整備・保存・活用に努めます。
- ・ 歴史・文化を包括した文化施設・活動のネットワーク化を図り、文化・芸術活動を推進します。

第3節 都市環境を保全・創造するまち

1 みどり

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 私有地、公共用地の緑化に努めます。
- ・ 緑地や公園の維持管理はみんなで行い、自分たちの公園として、利用のマナーを守ります。

2 都市景観

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ まち並みはみんなのもの、建物・家はまちの風景・環境の一部であると理解します。
- ・ 景観形成に問題意識を持ち、鎌倉らしい景観の維持・保全に努めます。

3 生活環境

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 天然資源やエネルギーの有効利用に努め、環境への負荷の少ない事業活動やライフスタイルを確立します。
- ・ みんなで、ごみ発生抑制の意識啓発とごみ排出削減、ごみの分別など循環型社会の形成に努めます。
- ・ みんなで、まち美化意識の向上と推進行動を実践します。

第4節 健やかで心豊かに暮らせるまち

1 健康福祉

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 地域の人々が交流し支えあうよう、地域の子育て力の回復と子育てを支援します。
- ・ 子育ての楽しさや喜びを感じられるよう、関係機関や子育て支援団体などによる、支援のネットワークを充実します。
- ・ 健康づくりを考え、健康管理に努めます。
- ・ みんなが福祉に関心を持ち、地域福祉活動やボランティア活動に積極的に参加し支援します。

2 学校教育

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 地域全体で児童生徒の安全を守る意識を持って行動します。
- ・ 家庭、地域と協力して、子どもたちが安心して過ごせる安全な学校環境にするための取り組みを進めます。

3 生涯学習

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 図書館や生涯学習センターの活動を通して、地域全体で豊かな心をはぐくむ取り組みを進めます。
- ・ 市民の多様な学習要求に応えるため、幅広い生涯学習情報の収集と提供を行います。

4 青少年育成

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 青少年育成団体の活動に関心を持って、積極的に参加し支援します。
- ・ 家庭や社会の場で、社会生活のルールにかかわる教育を充実するとともに、お互いの認識や実践の向上を図ります。

5 スポーツ・レクリエーション

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ スポーツに関するさまざまな取り組みを通じて、Enjoy“鎌倉”スポーツライフをめざします。
- ・ スポーツを通じて市民が健康で豊かな暮らしを実現できるよう、取り組みを進めます。

第5節 安全で快適な生活が送れるまち

1 地域安全

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 災害の未然防止と被害の軽減を図るため、災害情報伝達の方法や食糧の備蓄など、日ごろから備えておきます。
- ・ 「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもと、地域における自主的な助け合い、支え合いを基本とした防災・防犯体制の充実を図ります。

2 市街地整備

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 自らの生活環境に関心を持ってまちづくりに参加し、その実現に努力します。

3 総合交通

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 道路は、みんなが気持ちよく使えるようルールを守って利用します。
- ・ 公共交通の利便性を高め、まちのみんなが積極的に利用します。
- ・ 観光目的の車両混雑には、合意された抑制策で対応します。

4 道路整備

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 高齢者や身体障害者など、だれもが利用しやすい道づくりに努めます。

5 住宅・住環境

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 古都保存法や風致地区の特色を生かした住まい・まち並みの保全に努めます。
- ・ 地域の特性やまち並みの維持・保全に向けて、環境共生・景観等に配慮した住まい・まちづくりにみんなで協力します。

6 下水道・河川

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 川の水質保全、公衆衛生の確立に努めます。

第6節 活力ある暮らしやすいまち

1 地域情報化

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ いつでも、どこでも、何でも、だれでもがネットワーク通信を行うことができる「ユビキタスネットワーク社会」をめざします。
- ・ サービスの受け手と担い手が協働して情報化を推進していきます。

2 産業振興

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 商品・サービスの受け手（消費者）と担い手（事業者）との連携・協調により、新商品・サービス・物産品の開発を行います。
- ・ 鎌倉ブランド品の普及のため、みんなで協力します。

3 観光

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 市民、観光事業者、NPO団体等との連携に努め、地域全体で観光を推進できるよう努めます。
- ・ まちなかをきれいに保ち、観光客に対し、おもてなしの気持ちで対応します。

4 勤労者福祉

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 市内の職場で働く勤労者の福利厚生の実施に努めます。
- ・ 国・県、企業等と一体となって、若年層や高齢層などの実態に合った雇用を進めます。

5 消費生活

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・ 消費者被害を未然に防止するため消費生活関連情報を積極的に発信し、みんなで情報を共有していきます。
- ・ 「不招請勧誘お断り（頼んでいないのに勧誘しないで）宣言」の市民運動を展開します。行政はこれを支援します。

第5章 「計画の推進」

1 市民参画・協働の推進

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・（仮称）自治基本条例を協働で制定し、市民参画と協働による市民自治をさらに推進します。
- ・市民の合意形成を重んじ、政策形成過程への市民参画を実施します。
- ・市は広聴・広報活動によって市民ニーズの把握に努め、市民・事業者・NPO等はまちづくりに参画・協働します。

2 コミュニティー活動の活性化

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・地域における人間的つながりを大切にした地域のコミュニティーの充実を図り、市民自治を着実に推進します。
- ・コミュニティー活動の実態を踏まえた地域のコミュニティーの範囲の検討やその計画づくりを市民とともにを行い、地域の自主的な活動を推進します。
- ・地域活動やテーマを生かしたコミュニティー活動の活性化を図って、市民のネットワークを広げます。

3 地域福祉の推進

市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- ・地域の福祉力、教育力、市民の自立力の活用と向上を図るため、地域での支え合いの環境づくりを行います。
- ・地域福祉活動を活性化するため、自治会・町内会、ボランティア団体、当事者団体、NPO、ワーカーズ・コレクティブ、コミュニティービジネスの事業者などさまざまな主体の連携を強化します。